

**令和7年度女性活躍推進に関する動画制作・放映業務委託  
企画提案競技実施要領**

**1 目的**

令和7年度女性活躍推進に関する動画制作・放映業務委託の受託候補者を決定するために、必要な事項を定めるものである。

**2 委託の内容**

令和7年度女性活躍推進に関する動画制作・放映業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

**3 契約上限額**

6,783,260円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

**4 委託期間**

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

**5 参加資格要件**

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、「広告・宣伝」に関する業務で種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施してい

- る者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
  - (10) 企画提案競技への参加申込書を、「8 企画提案競技の方法（2）参加申込み」に示す期限までに提出した者。

## 6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

## 7 スケジュール

- (1) 公告 令和7年7月30日（水）
- (2) 質問票提出期限 令和7年8月7日（木）
- (3) 企画提案競技参加申込書の提出期限 令和7年8月18日（月）
- (4) 企画提案書の提出期限 令和7年8月22日（金）
- (5) 審査結果の通知 令和7年8月29日（金）～9月5日（金）

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 質問票の提出 ※任意

当企画提案競技に関する質問は、質問票（様式1）により提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 質問への回答は、原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県の担当者が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

### (2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式2）を提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時（※必着）
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (3) 企画提案書の提出

- ① 企画提案の内容  
以下の内容について提案を行うこと。

- ア 制作する動画案
- イ テレビCMの放映案  
放映案については、放映時間帯、放映回数を明記すること。
- ウ 街頭ビジョンの放映案  
放映案については、放映時間帯、放映回数を明記すること。

② 提出書類

ア 企画書（5部）

- ・ 提出する企画提案は、1案のみとする。
- ・ 提出する部数は5部とし、A4版（一部A3版を折り曲げて可）とする。  
縦向き、横向きは自由とするが、混在は避けること。

イ 見積書（原本1部、写し4部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙（様式3）により提出すること

エ 類似業務の履行実績が確認できる資料（5部）※類似業務の履行実績がある場合

過去3年以内における類似事業の履行実績について、実施年度、委託者、受託金額、業務概要を記載した資料を提出すること。

オ 会社概要（既存のもので可）（1部）

③ 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照

④ 提出期限 令和7年8月22日（金）午後5時（※必着）

⑤ 提出方法 持参又は郵送

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査項目

以下の各項目について評価を行う。

- ① 訴求力（女性活躍推進の重要性を浸透させることが期待できる内容か）
- ② 効果（県内企業及び県民における女性活躍推進の取組促進に資する内容か）
- ③ 委託料提案額の妥当性（経費の積算は適切か）
- ④ 実施体制・業務実績（本業務の目的を達成するために必要なノウハウや体制が確立されているか。また、本業務を受託するに相応しい同程度以上の業務実績があるか。）

(5) 選定方法

複数の審査員において、書面により提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画

を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年9月5日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を聴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 11 その他

(1) 著作権について

この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとし、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ② 団体等へ加入するための負担金
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 12 問合せ・提出先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課女性活躍推進室  
男女参画・女性活躍推進担当 落合
- (3) 連絡先 TEL 0985-26-7040  
FAX 0985-20-2221  
E-mail joseikatsuyaku@pref.miyazaki.lg.jp